

## セクハラ等の問題対応について

セクハラとは=セクシャル・ハラスメント(性的嫌がらせ)のこと。一般的には、相手の意志に反して不快や不安な状態に追いこむ性的なことばや行為を指す。

(具体例)

- ・身体的特徴を話題にすること
- ・聞くに耐えない卑猥な冗談を言うこと
- ・食事やデートにしつこく誘うこと
- ・身体に不必要に接触すること

パワハラとは=パワー・ハラスメントのこと。一般的には、他者に対して権威等を利用し、適切な範囲を超えた嫌がらせの働きかけをし、それを繰り返すことを指す。

(具体例)

- ・学習塾教職員など優位な立場にあるものが、高圧的な話し方をしたり、それにさからったり反発したりすると不利益な扱いをすること
- ・学習塾講師の立場で相手が逆らったり、反発したりするとテスト、成績に反映することをほのめかしたり、実際に行ったりすること

### セクハラ・パワハラ問題の事例

塾生の保護者から、「娘が、担当講師から不必要に身体をさわられるなどのセクハラ行為を受けているようだ」との訴えが代表者にあった。

塾生の保護者から、「子どもが担当講師から繰り返し暴言を浴びせられて、塾に行きたくないと言っている。講師によるパワハラではないか」との訴えが代表者にあった。

### 対応策の一例

#### 人権等に配慮しながら、関係者から事情を聴き、事実を明らかにする

- ・当該講師及び塾生に対して、それぞれ事実確認を行う。
- ・当該塾生から事情を聴く場合は、本人及び保護者の了解を得た上で、塾生の心情やプライバシー等に留意するとともに、同性の学習塾教職員を同席させることなどにも配慮する。
- ・当該講師から事情を聴く場合は、保護者から訴えがあったことを告げた上で、本人の人権やプライバシーに配慮しつつ、事実関係が明らかになるよう、十分に事情を聴く。
- ・必要に応じて第三者から情報を収集する。ただし、この際には、慎重に行う必要がある。
- ・当事者双方を同席させて事情を聴くことは避ける。

#### 事情聴取の結果に基づき、関係者に適切に対応する

#### セクハラ行為があったと認められる場合

[当該塾生及び保護者に対して]

「お詫びの表明」「事実関係の説明」「改善策の提示」などの「謝罪」を行う

[当該講師に対して]

セクハラの内容・程度により、行為者を懲戒処分の対象とする等を定めた就業規則により適正に処分する。「職場におけるセクシュアルハラスメントの実効ある防止対策の徹底について(厚生労働省)」

#### セクハラ行為等が事実確認できない場合

[当該塾生及び保護者に対して]

確認できた事実関係を伝えた上で、今後の方針や具体的な対応などを説明し理解を求める。なお、保護者の意向に対しては十分に配慮する。

[当該講師に対して]

セクハラ(パワハラ)についての理解を深めさせるとともに、当該塾生等への対応のあり方に関して、具体的な改善点を明確にさせる。

#### 再発防止策、塾生の心のケア

- ・当該塾生に対して心のケアに努めるとともに、可能な範囲で学習環境の見直しを図る。
- ・これまでの未然防止策を見直し、実効ある防止策を検討・実施する。
- ・事例を蓄積し、学習塾事業者としての対応力を高める。

#### セクハラ・パワハラを起こさないために

セクハラ・パワハラは、基本的人権にかかわる大きな問題であり、被害者にとっては、身体だけでなく心の中にも大きな傷として長く残るばかりでなく、加害者が学習塾教職員の場合には、その資質が厳しく問われることを認識する必要がある。

塾生に何気なく言ったことばや不注意による行為等が、セクハラ・パワハラになってしまうケースもあり、十分な注意が必要である。

学習塾教職員によるセクハラ・パワハラは、大人と子ども、指導する者と指導を受ける者という関係において、子どもにとって逃げ場のないものであるという認識を、すべての学習塾教職員が持って指導にあたらなければならない。学習塾教職員ひとりひとりが常に高い倫理観を持つとともに、職場においても次の点について留意することが大切である。

- ・セクハラ・パワハラ等に関する研修を行い、正しい理解と防止に努める。
- ・青少年へのわいせつ行為の未然防止に関する研修を行う。  
「児童福祉法」、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」、「都道府県青少年保護育成条例」参照

参考:群馬県教育委員会「学校における危機管理の手引」